

総務文教常任委員会要点記録

日 時	令和3年10月5日	開 会	10時00分	会議時間
		閉 会	15時12分	3 : 49
場 所	委員会室			
出席者	武藤委員長・宮副委員長・鷹羽委員・野沢委員・伊藤委員・柏野委員・市川委員 傍聴議員：南出議員、石井議員、生本議員、澁谷議員、新岡議員			
説明者	副市長、教育長、総務部長、企画振興部長、教育部長 外36名	傍聴者数	3人	
事務局	議会事務局長、同次長、議事担当スタッフ	記 者	2人	

会 議 の 経 過 事 項

宮 委 員 小 林 財 務 室 長	<p>委員長が開会を告げ、傍聴の許可をし、議事日程について説明する。</p> <p>●日程1. 付託案件審査について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陳情第6号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の実施中止を求める意見書（案）の採択を求める陳情 <p>【質疑】</p> <p>① 適格請求書等保存方式という制度の概要について説明をお願いします。</p> <p>① はじめに、本制度は国税であることから、市で直接所掌している事務ではありません。税務署からの広報資料として市にも寄せられる一般的な資料から読み取れる程度でありますこととお断り申し上げます。本制度は、令和5年10月1日から導入される制度で、消費税10%と8%の複数税率となった令和元年10月1日から周知され、4年間で準備期間としてきたものです。消費税は、最終的には一般消費者である国民が広く負担しているものですが、仕入れから流通、販売、それぞれの取引段階でも消費税が発生しています。その各段階における消費税をできるだけ正確に納税してもらう手段としてこの制度が導入されるものです。例を挙げますと、小売店では工場など卸先に支払った消費税とお客様から預かった消費税の差額が小売店の消費税納税額となり、その差額は消費税仕入税額控除という手法で算出されるものです。その仕入税額控除の資料として適格請求書、つまりインボイス制度が必要となってくるものです。この適格請求書とは、売り手が買い手に対し正確な適用税率や消費税額などを伝えるための手段で、この適格請求書を発行できるのは税務署から承認された事業者のみとなっており、消費税納税事業者であることを税務署へ登録し、法に基づいた書類保存が義務づけられる適正な請求書や納品書によって適切に消費税を算定し納税することが約束されることとなります。つまり、これまで年間売上げが1,000万円以下の免税事業者であっても、適格請求書発行者として登録された場合は事業規模に</p>
----------------------	---

	<p>関わらず課税事業者となるため、預かった消費税を確実に納税することになります。一方で、仕入れ先がインボイスを発行できない一人親方などの小規模な免税事業者から仕入れた場合、仕入れに係る消費税が控除できず、消費税を余分に支払うリスクがあるとも指摘されています。インボイスに関しては、複数税率における集計方法など幾つかの制約がありますが、これまでも納品書や請求書などを活用していますので、著しく大きな負担になるものではないとされているところです。また、課税売上が5,000万円以下の事業者は、事務が簡素化される簡易課税制度も選択できるとされています。最後に、国は、事務の手間暇もありましょうが、国民が広く負担する消費税を公平・公正に遺漏なく納税していただくための必要な措置であると周知されてきたところです。</p>
<p>宮 委 員 小林 財 務 室 長</p>	<p>② 免税事業者についていま一度詳しく教えてください。 ② 事業規模、売上が1,000万円以下の小規模な事業者においては実質消費税を預かったとしても消費税の納税義務が生じない、いわゆる簡易な手続でもって消費税は納税しなくてもいいという状況になっています。</p>
<p>鷹 羽 委 員</p>	<p>① 陳情書に500万を超える免税事業者ということで書かれていますが、このような免税事業者が免税されている金額というのは国税庁等で把握されているのか、市として情報を得ているか伺います。</p>
<p>小林 財 務 室 長</p>	<p>① 先ほど1,000万円以下の小規模事業者のお話をしました。一方で、簡易課税制度という制度があり、売上高5,000万円以下の事業者においては消費税を簡易的に課税をし、実質預かったあるいは支払った消費税ではなく、簡易的に計算したものもあるようです。そうした預かった消費税を直接納める必要がないとされている事業者のその金額ですが、正確な資料ではなく民間のシンクタンク、それから消費税が10%に上がる際に国会などで討論された資料ですが、おおむね8,000億円とされています。</p>
<p>柏 野 委 員</p>	<p>① 中小事業者の事務負担がこれに伴ってどれくらい増えるのか伺います。 ② 市内でこのことによって今まで必要がなかった事務が増えるという事業者はどの程度いるのか伺います。</p>
<p>小林 財 務 室 長</p>	<p>①② 大変申し訳ございませんが、事実上事業者ごとの事務負担や取り組む事業者の数については、数字を押さえておりません。</p>
<p>武 藤 委 員 長 柏 野 委 員</p>	<p>継続審査か採決か、採決の場合、採択か不採択か含め、順次発言願います。 現状、国のほうでは周知をしてきたことですが、なかなか中小・小規模の事業者の皆さんがこの制度について十分に理解をいただいているかという点、まだ不十分な点があると思っています。また、陳情者の意見をしっかりと踏まえた上で議論を進めていくことが必要だと思っています。それは先ほど答弁いただいたように、市では十分に事務負担の部分など把握されていない部分がありますので、そういったことを考えると、陳情者や実際に事業者の皆さんの意見を伺</p>

<p>鷹羽委員</p>	<p>った上で決定をしていくべきではないかと思しますので、私は継続審査をお願いします。</p> <p>私は採決し、不採択という考え方ですが、陳情書に500万を超える免税事業者が取引から排除されるおそれがありますと書かれていますが、私は排除されるというのがよく分かりません。元々、課税売上高1,000万円以下の方が納税義務免除をされているということで、先ほども8,000億円というお話があったわけです。私は、消費税は国民が等しく負担してそれが全て国に納まるというのが本来当然だという考え方に立てば、インボイス制度の導入というのは避けて通れないだろうと思っております。当初は、切替え、そしてその後の事務について大変さがあるかもしれません。国においてもそういったことのフォローをどうしていくかという問題は残りますが、実施はやむを得ないことということで、申し上げたように不採択ということにさせていただきます。</p>
<p>宮委員</p>	<p>私は採決し、不採択でお願いしたいと思います。理由は、鷹羽委員と重複する部分もありますが、先ほど質疑した概要の中で、現在の消費税、軽減税率、複数税率を採用して、それが決定することになった時点でこのような制度は必要だということで、それから4年間の準備期間があったということです。この10月1日から事業者の登録が既に開始されたということもあります。必要な議論というのは国会においてされていると感じています。免税事業者の方にとっては確かに事務の負担が増えることはあると思います。今まで免税されていて、自分たちの利益分になっていたものが減るというのは理解はできますが、逆に消費者側の立場からいうと、消費税だと思って納めていた金額が実は消費税として納められていない、事業者の利益部分になっていたと考えると、増税されたときもこれは社会保障に使うということで納得されていた方も多と思います。そういった方々が消費税として払っているつものものはしっかりと消費税として国に納められるべきではないかと私は考えます。以上のことから、採決し、不採択ということをお願いしたいと思います。</p>
<p>伊藤委員</p>	<p>採決、不採択であります。</p>
<p>市川委員</p>	<p>結論としましては採決し、不採択でお願いしたいと思います。この消費税の部分については、公正なおかつ適格化をきちんとしなければ、全国民に対しての不公平さが出る部分があります。そういう面でさらに適正にするためにはこのインボイス制度が必要と考えます。</p>
<p>野沢委員</p>	<p>このインボイス制度については、軽減税率の導入の是非に関わってきます。多くの国民が軽減税率の導入については賛成をしていますので、現状の経済下においてはこの軽減税率の恩恵というのは非常に大きいのではないかと感じています。インボイス制度の導入の必要性については、取引における消費税額を正確に把握するためや、正確な税率を確認するため、それから不正やミスを防ぐためということがあります。ただ、様々な意見もありますので、それらについてはしっかりと国としても真摯に対応していただき、事業者に寄り添った対応をしていただければと思います。この制度実施に当たっては、混乱が生じないようにしてもらいたと思いますが、この制度の実施の中止については、現状</p>

<p>武藤委員長</p>	<p>下においてはどうかかなと考えますので、採決して不採択ということでお願いいたします。</p> <p>一旦休憩とします。</p> <p style="text-align: center;">————— 10時18分 休憩 ————— 10時21分 再開</p>
<p>武藤委員長</p>	<p>再開します。採決か継続かで意見が一致していません。したがって、本案については討論を省略してこれより採決に入ります。本案に対して、本日採決することに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(起立多数)</p>
<p>武藤委員長</p>	<p>本日採決することに決定しました。これより討論を省略して採決に入ります。本案について、採択すべきものと決定することに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(起立少数)</p> <p>【結果】</p> <p>不採択とすべきもの</p> <p>・陳情第9号 土地利用規制法を施行することなく、更なる検討を求める意見書の提出を求める陳情</p>
<p>柏野委員</p>	<p>【質疑】</p> <p>① この法案によって定められています重要施設となり得る施設は、市内に幾つあるのか伺います。</p> <p>② その結果として、中止区域となり得る区域の面積はどの程度になるのか伺います。</p> <p>③ 生活関連施設に該当すると考えられるものはどういったものがあるのか伺います。</p>
<p>山本総務部次長</p>	<p>①②③ 具体的に法律で規定していますそれらの施設については、調査等を市のほうで行っていませんので、把握していないというのが実態です。</p>
<p>武藤委員長 柏野委員</p>	<p>継続審査か採決か、採決の場合、採択か不採択か含め、順次発言願います。市のほうも状況把握をしていないということです。国会審議の中でもありましたように、政令や基本方針の中で定めていくという、まだ決まっていない部分が多くあるという認識をしています。そういった中では、どういった規制を受けるのか、市民に対してどういう影響が出てくるのかということが十分には分からない状況ですので、そういった中で考えたときには、本案に関しては採決し、採択すべきというふうに思います。</p>
<p>鷹羽委員</p>	<p>採決し、不採択でお願いしたいと思いますが、かねてから外国資本による不透明な土地取引について、日本の安全保障上懸念があることは議論されてきた</p>

<p>宮 委 員</p>	<p>と思います。この近隣、千歳空港周辺でも懸念される取引があったと聞いています。これまで、仮にこうした不適切な取引でなかろうかということ国において把握しても、法律がない以上適切に対応する有効な手段がないということで推移してきました。外国の例を言われていますが、アメリカ、オーストラリア、イギリス、韓国、フランスなども制度そのものはいろいろあるようですが、それぞれ規制する法律が存在するという点で、これは国家の安全保障上当然だと思います。今回の陳情で、核心部分は政府に白紙委任あるいは政府の裁量任せといった部分がありますが、必ずしもそうでないのではなかろうかと。専門家の入った土地等利用状況審議会を設置することが決まっているようですし、今後また専門部署において議論し、国会でもまだ議論のある部分があると聞いています。また、この法律の性格上、規制基準や規制内容を全て具体的に示すことは必ずしも正しいことではないと私は思います。したがって、今回の法律が十分な法律でないということですが、むしろこうした法律ができることは安全保障上必要だということから、私は採決し、不採択でお願いしたいと思います。</p> <p>私も採決し、不採択でお願いしたいと思います。理由は、この法律については、国家の安全保障上懸念がある部分についてしっかりと管理をしていくということが重要だと思います。それについて、多少個人の権利や行動等々が規制されたり侵されたりということがないとは言いきれないとは思いますが、国の安全保障と一個人の権利と比べたときも、国民の公共の安全を考える必要があると思います。また、最後の陳情事項に書かれている法律は正式名称ではないという部分もありますけれども、法を一定期間施行することなく、その間においてさらなる検討を行うというのが陳情の内容となっていますが、まだこの土地が該当していつ施行するのかというのが決定していないという状況です。まだ一定期間施行されることなく、今後も検討されるだろうということを考えると、陳情の内容、要望されていることと同じ状況に今なっていると思います。以上のことから、採決し、不採択でお願いしたいと思います。</p>
<p>伊 藤 委 員 市 川 委 員</p>	<p>領土、国家、国民を守るという観点から、採決し、不採択です。</p> <p>結論から申し上げますと、採決し、不採択でお願いします。今後の国際法上の、安全なりいろんな部分の中でこの土地利用規制法が必要になってくると思っていますし、国としての安全保障の土地利用規制法については、私は必要であると考えています。したがって、採決し、不採択でお願いします。</p>
<p>野 沢 委 員</p>	<p>まず、この陳情に土地利用規制法と出てきますが、そういう法律はありません。多分これは重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律だと思いますので、そういう法律だと思ってお話しします。この法律については、国の安全を阻害する行為の防止を目指すという、非常に国の安全保障上重要な観点に基づいた法律だとは思いますが、経済活動や個人情報については慎重に取り組まなければならないということでもあります。そういう中でこの法律の第3条にも、この法律の目的を達成するための調査、規制が不必要に広範かつ過度なものであってはならないという観点か</p>

	<p>ら、個人情報の保護に十分配慮しつつだとか、必要最小限度のものにしなければならないというような義務規定が明記されていますし、そのほか中止区域や特別中止区域についても、基本方針でしっかりと明確にしていくということです。さらに、この法律を可決するに当たっては16項目にわたって附帯決議があり、例えば中止区域及び特別中止区域の指定に当たっては、あらかじめ当該区域に属する地方公共団体の意見を聴取する旨を基本方針において定めることなど、様々懸念されていることについて明記されております。そういう意味から、今後しっかりその辺のところも見極めていかなければなりません、この法律についてはやはり必要なものであるということになりますので、今言った懸念事項をしっかりクリアしながら執行していただくことが大事だと思いますので、この陳情については採決し、不採択をお願いします。</p>
<p>武藤委員長</p>	<p>これより討論を省略して採決に入ります。本案について採択すべきものと決定することに賛成の委員の起立を求めます。 (起立少数) 【結果】 不採択とすべきもの</p> <p>日程1. 付託案件審査について終了</p> <p>●日程2. 所管事務調査について</p> <p>1) 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故等発生(処理)報告について
<p>小田職員課主幹</p>	<p>資料説明 事故等発生(処理)報告書</p> <p>【質疑】 なし</p> <p>日程2. 所管事務調査について終了</p> <p style="text-align: center;">————— 10時37分 休憩 ————— 10時41分 再開</p> <p>●日程3. 総務部・選挙管理委員会関連</p> <p>1) 報告事項</p>
<p>武藤委員長 柏野委員</p>	<p>お手元の案件について一括して説明を受け、質疑を行う形で進めたいと思いますが、御異議ございませんか。柏野委員。</p> <p>一括して報告を受けることはいいですが、非常に広範にわたりますので、できれば財政課のところとそれ以外のところで分けて質疑していきたいです。</p>

<p>武藤委員長</p> <p>辰下職員課長</p> <p>小田職員課主幹</p> <p>依藤財政課長</p> <p>塚野管財・契約課長</p> <p>大内契約主幹</p> <p>山本選挙管理委員会事務局長</p> <p>武藤委員長</p>	<p>分かりました。報告は一括で行い、その後財政課所管の資料③・④とそのほかを分けるような形で進めます。</p> <p>資料説明 ①令和3年度 人事院勧告について</p> <p>資料説明 ②令和2年度恵庭市内部統制制度（試行実施）の報告書について</p> <p>資料説明 ③中期財政収支見通し（案）について</p> <p>資料説明 ④財政運営基本指針の見直し（案）について</p> <p>資料説明 ⑤ネーミングライツ導入に関するガイドラインの策定について</p> <p>資料説明 ⑥指定管理者モニタリング会議報告</p> <p>資料説明 ⑬商業施設における期日前投票所の開設等について</p> <p>ここで、休憩とします。再開を11時15分といたします。</p>
	<p style="text-align: center;">11時08分 休憩</p> <hr style="width: 20%; margin: auto;"/> <p style="text-align: center;">11時15分 再開</p>
<p>武藤委員長</p>	<p>再開します。</p>
<p>伊藤委員</p>	<p>【質疑】（資料①、②、⑤、⑥、⑬）</p> <p>① 資料②について、様々日常的に事故等は起きるものであり、これにしっかりと対応していくというのは非常に理解するところです。こういう言い方をしたら適切でないかもしれませんが、起きてしまったことをとやかく言うつもりは全くありません。ただ、本日報告される公用車の車検切れの関係ですが、この件は内部統制制度の趣旨からいっても、行政の信用失墜という意味では最たる出来事ではないかという気がしてなりません。こういったものが主なものから漏れているのはどうしてなのかなという疑問があったので、この点を指摘させていただきます。</p>
<p>野沢委員</p>	<p>① 資料⑤について、周知方法、公募方法というのが非常に大事になってくるというのと、対象となる市有施設がどこまであって何施設あるのか。それから、ある意味これをやる以上、目標金額というものがどうなのか。施設によって金額というものは変わってくると思いますが、しっかりとした目的というのがよく見えてこないのですが、その辺について伺います。</p> <p>② 資料⑬について、期日前投票所4か所予定していますが、時間が最高長くても20時というのは決まりや規制があるのか伺います。</p>
<p>塚野管財・契約課長</p>	<p>① ネーミングライツの募集方法ですが、市のホームページ、広報を基本として必要に応じて報道機関への情報提供を行うことで広く周知していきたいと思えます。市有施設については、広告媒体としての効能を擁して、広く市民の利用に供されるものを市有施設の中でもネーミングライツ導入の対象施設として考えています。対価とする金額については、基本的には導入施設の利用状況や知名度、メディアへの露出度、使用期間における大規模な催事の頻度、他自治体における類似事例等を勘案した上でその金額を決めようと考え</p>

山本選挙管理委員会事務局長	<p>ていますので、目標金額があつて決めるというよりは、その施設の状況に応じた金額を算定して最低価格もしくは希望価格として設定したいと考えています。</p> <p>② 基本的に午前8時半から20時までと定められていますが、複数の期日前投票所を設置する場合には異なる時間帯を設定することは可能という規定になっています。</p>
野 沢 委 員	<p>③ 質疑①について、対象施設が何か所あるのか。また、結局施設にネーミングライツつけるだけの魅力があるのかどうかというのが一つあると思いますが、この辺をよく検討されて応募をしてもらえると見込みを持っているのか伺います。</p> <p>④ それから、金額の目標。最終的には市民に還元されるわけですから、その辺についてどうなのか。何を目的にどうしていくということがしっかりある上で取り組んでいただきたいと思うので、再度伺います。</p> <p>⑤ 質疑②について、期日前投票をする方が増えていますが、今コロナ禍なので分散する必要もあつて、例えば1か所でも時間を少し延長して取り組むというようなことは可能なのか。何か課題等があるのか。当日は20時までになるとは思いますが、期日前投票については少し幅が持たせられれば、そういう方向性で検討できないのか伺います。</p>
山本選挙管理委員会事務局長	<p>⑤ 市の施設については、基本的にその施設管理者と話をしながら本来投票時間を設定できますが、10月31日と報道のあった衆議院選挙については既に施設管理者と調整が終わっており、期日前投票所の投票時間を変更することは難しいです。将来的にはコロナの状況によるのかもしれませんが、開設時間については変更する余地はありますけれども、今のところ具体的な考えを持ち合わせていません。</p>
塚野管財・契約課長	<p>③ 具体的な数字というのは押さえていませんが、基本的には学校や庁舎を除き、ある程度市民の利用の高い施設を考えています。具体的にはこれから施設所管課との協議になってくるのでまだ言えませんが、基本的にはある程度集客率が高く、市民利用の高い、宣伝効果の高い施設を対象としたいと考えています。</p> <p>④ 目標額というのは、実際今決めていませんが、当然その施設の価値といったものを考慮した上で市の財政、歳入に寄与するような額を検討したいと考えています。</p>
小 林 財 務 室 長	<p>③④ 補足です。今回報告したのはガイドライン、施設を所管する各部署においてネーミングライツを導入しようという際にどういった手続でこれを導入するのかというものを作成し、お示ししました。もう一つ、どういった施設が対象となるのかですが、一般的にはいわゆる箱物と言われる市民会館や総合体育館が一般的な施設です。そのほか、例えば道路、公園、遊具施設、もっと細かくいいますと椅子やテーブルもネーミングライツの対象になるということをお示ししました。全庁的にどういったものが効果があるのか、当然内部でも種々検討していかなければならないと考えています。一方で、対価の</p>

野 沢 委 員	<p>話ですが、逆に事業者側からすると幾らの投資価値があるのかというところで、いわゆる逆入札のイメージもあろうかと思えます。こういった額が落としどころとなるのか、一致点を見いだせるのかといったところは、今後施設等の中身が、対価のみだけではなく例えば役務で提供、毎月定例的に掃除や修繕をすとか、そういった提供度合いもあろうかと考えており、今後こういったところが最善となるのか、それぞれの部署と協議して考えて参りたいと思っています。</p> <p>⑥ ネーミングライツについては、やる以上、そういうことを定めた以上、しっかりやって、効果を上げていただきたいと思えます。</p> <p>⑦ 期日前投票については、だいたい分かりました。どういう形で投票率を向上させるのか、投票所に来ていただけるのかという環境整備というのも大事だと思えますので、ある程度そういった柔軟性を持たせたような対応をして、投票率上がるような対応をしていただけるような取組をしっかりと検討していただければと思えます。</p>
柏 野 委 員	<p>① 資料⑤の4ページ、審査の基準について、ネーミングライツに関してはある程度統一的な考え方を持っているほうが私はいいのかと思っていましたが、この資料の中では施設ごとにより変えられるように読み取れるので、その考えを伺います。</p> <p>② 資料⑤の5ページ、愛称の条件の中で、例えばアルファベットを用いないというのがあって、そうするとアルファベットを使った名前の大手企業が応募できないということになりかねないと思ひまして、これについても施設ごとに決めるというよりは、この条件が不適切ではないかと思うのですが、考え方を伺います。</p> <p>③ 資料⑤の9ページ、契約の解除に関する規定について、契約書の中で定めるとしています。これについても、私はガイドラインの中で定めておく必要があると思ひますが、その点の見解を伺います。</p> <p>④ 資料⑥の5、6ページ、市民会館やふれらんどが前年よりも高い評価となっていますが、一方でこのシートの記述を見ると去年と同様の記述だったりします。こういった評価をしてその点数が上がったのかということ伺います。</p> <p>⑤ 資料⑥の38、39ページ、市民会館のモニタリングの結果について、記述を見ると料金設定に関する記述があり、この料金設定の自主性というところと条例で定めている料金というところの整合性がどういうふうにとられているのかということ伺います。</p> <p>⑥ 資料⑥の66ページ、ふれらんどについて、効果的な運営ということで昨年度のモニタリング評価を見ると、2番の効果的かつ効率的な運営の取組で昨年度は8点という点数でした。今年は9点となっていて、光熱水費の分析が改善しているということですが、一方で評価の理由を見ますと、改善の余地があるという記述になっています。改善の余地があると書いていながらこ</p>

こが改善されたという、整合性に疑問を持ちますが、見解を伺います。

⑦ 資料⑥の84ページ、都市公園について、こちらの評価基準の2-3、昨年と同様の3点という評価で、この評価の理由を読むと、光熱水費の削減を市民還元したということで評価をしています。評価をしたのであれば昨年同様の3点というのが整合性としてどうなのかなと思いますが、これがモニタリングとしていかがなのかなということを伺います。

⑧ 資料⑥の116ページ、子どもの集う場所について、ほかのモニタリングの資料と比べてあまりにも内容が少なく、これだけではこの1年間の活動結果を評価するのに不十分な気がします。昨年と比較すると、昨年はアンケートの結果もなくて2枚しかなかったものが今年アンケートが追加になったというところは改善なのかもしれませんが、これで1年間を評価するのはあまりにも情報として不足ではないかと思いますが、見解を伺います。

⑨ 資料⑥の124ページ、夢創館について、報告の内容を見るとアンケートの調査を実施し、利用者の意向を把握したとありますが、これについてはアンケートの資料がついていません。だから、実際に利用者がどういう利用の中で感想を持ったのかというのが読み取れないのですが、なぜついていないのか伺います。

⑩ 資料⑬について、今回フレスポ内で期日前投票所と当日投票所とを分けた理由について伺います。

⑪ 澁谷議員の一般質問の中で投票率向上に向けた新たな取組という話があったと思いますが、追加のお話もしあれば伺います。

山本選挙管理委員会事務局長

⑩ 当初は期日前投票所もまちスポで調整をしていたのですが、まちスポも本来の活動がある中で期日前投票の期間中ずっと使用するのはちょっと困難だということもあり、今回は期日前投票所はフレスポの空き区画で開設するという経緯です。まちスポとは来年度の参議院選挙も含めて期日前投票所の場所について今後も継続して協議して参ります。

⑪ 新型コロナウイルスの感染対策もあり、前回の選挙と比較して何か投票率向上の取組があるかということ今のところありません。他自治体でもいろんな活動をされていますので、まずは調査研究させていただきたいと考えています。いずれにしても、特に若者の投票率対策の部分が言われていますので、そこを重点的に今後調査研究し、何らかの形で取組を行いたいと考えています。

塚野管財・契約課長

① 今後、管財・契約課のほうで募集要項の案をある程度作っていきます。その中である程度どの施設にも該当するような基準に関してはそれをほかの施設に関する準用していくようになっていくと考えています。

② アルファベットを用いないこと、漢字を用いないこととありますが、基本的には誰でも読めるということで、あくまで例として書かせていただいていますので、その施設の状況によってこの部分は設けないということは考えたいと思います。

③ 施設ごとに状況といったものが違っているというところで、個別に契約書

大内 契約主幹	<p>において定めるものとして考えています。</p> <p>④ 令和2年度についてはコロナの影響を受けているということで、なかなか評価が難しかった部分もあります。市民会館、ふれらんどについてですが、例えば昨年度光熱水費が人的事情で2だったところが3になったといったことが含まれるのかなと思います。</p> <p>⑤⑥⑦⑧⑨ モニタリングシートの中身の詳しい内容については、個別の案件についてなので、所管課のほうで対応するんですけども、それを含めましてこちらのほうで再度確認したいと思います。</p>
柏野 委員	<p>⑫ ネーミングライツについて、解除における違約金について施設ごとに条件などもあると思いますので、料率や違約金の割合などを施設ごとに決めるのはいいと思いますが、少なくともガイドラインの中で違約金については記載をする必要があるのかなと思いますが、その点についてだけ伺います。</p> <p>⑬ 質疑⑩について、そういう状況であれば、逆に最初から空き区画のほうをそのまま使い続けたほうが市民からすると混乱が少なくて済むと思いますし、今もフレスポのスロープ上って比較的近い場所がずっと空いている状態でもありますので、そういったできるだけ市民から分かりやすいということを優先すべきだと思いますが、その点を伺います。</p> <p>⑭ 質疑⑪について、若者の対策ということで、これまでには大学内での投票所の設置なども提案してきましたが、そういった部分の検討はどうされたのか伺います。</p>
山本選挙管理委員会事務局長	<p>⑬ 選挙のたびに投票所が変わるとするのは、内部でもそういった懸念があるという問題意識を持っていますので、できれば私たちとしても継続的に固定していきたいなど。選挙のたびにこころろ変えるようなことはしたくないという考えのもとで今後も進めていきたいと考えています。</p> <p>⑭ 具体の調整や協議というものを行っていませんが、投票率向上対策といった部分でそういった方策も選択肢の一つとしてはあると考えていますので、できるかどうか分かりませんが、検討して参りたいと考えています。</p>
塚野管財・契約課長	<p>⑫ 現在ガイドラインのほうに違約金についての記述はありません。こういった形で違約金を徴収するかということも検討したいと考えていますので、その部分については検討させていただきます。</p>
小林 財務室長	<p>⑫ 必ずしも対価のみというケースではありませんので、それが役務の提供であったり、現物提供であったりといったケースが様々あります。そうした中で必ずしも違約金のみで成立するという状況ではないところも今視野に入れてますので、今後所管課と協議していく際に契約書の中でどのように表記していったらいいのかというのは今後検討して参りたいと考えています。</p>
鷹羽 委員	<p>① 資料②について、推進部局で作成した運用状況報告書の後段のほうに、運用状況を独立的立場で評価する部局の設置は組織上困難だったと書いてありますし、ここで見えてくるのは推進部局である職員課がリスク管理シートによる評価を行って、また一方市長が評価したということになっていますが、</p>

小田 職員課主幹	<p>この市長の評価報告書も結局職員課が作成したということでしょうか。そうだとすれば、これは地方自治法で期待するこの制度の導入の目的が達成されないのではないかと思います、伺います。</p>
鷹 羽 委 員	<p>① 委員御指摘のとおり、運用状況のⅡ、1の推進体制の整備・運用状況、(1)組織体制のところのように評価部局と推進部局を分けるところが試行段階においては困難であったということで記載しています。ですので、推進をしつつ各課において評価をしていただいたものを職員課が補助的に取りまとめ、市長が作成する評価報告書に向けての補助的な役割を担ったということで間違いありません。</p>
小田 職員課主幹	<p>② 確かに委員御指摘のとおり、事故報告を常任委員会で毎回していますが、そちらの件数については正直横ばいのような状況が続いている状況です。内部統制を行うに当たりまして、評価する事故の内容というものを一定程度のものということで取り決めをし、このたび評価をしているところから、大きな事案というところでは特に問題があるものがなかったという評価を今回しています。ただ、こちら今試行で進めていたところから今後内容についてもその都度見直しをかけながら、また他市町村の事例等を参考にしながら今後評価の方法も徐々に精度を上げていくように考えていますので、試行段階ということでこのような評価を今年度はしています。</p>
鷹 羽 委 員	<p>③ 本格実施される今後について、独立的立場で評価する部局の設置ということについて検討されるかどうか。内部統制制度運用状況報告書の1ページのはじめに書いてあることが一つの目的だと思いますが、今説明のあったことでは内部統制制度を導入する目的が果たして達成されるのかという疑問が私は出てきます。御所見を伺います。</p>
横 道 副 市 長	<p>③ 私たちもできれば推進部局と評価部局を分けて、それぞれ独立した形で内部統制制度を推進していきたいという考えがあります。今回試行ということもあり、推進部局で全て評価もしたということで、監査委員からも分けてやったほうが良いという御意見や、今日もありました事故報告等についても、内部統制のリスクのシートに記載されていないものもあるという御指摘もありました。そういったところから、この内容についてはもう1回しっかり各部で内容を確認し、シートのほうに明記をし、今までは事故報告であれば起こったことを報告してそれを改善していく方法だったのですが、内部統制については未然に防ぐということに主眼を置きながらこれから取り組んでいきたいということで、この間ワクチン接種対策室や緑化フェアの部分にかなりの人員を割いて今日の前の事業を実施しています。そういった部分が落ち着いた段階でしっかり推進部局、評価部局について組織を検討して参りたい</p>

と考えています。

【質疑】（資料③、④）

柏野委員

- ① 資料③の2ページ、昨年の見通しの中では地方債の現在高が以前のルールに基づいてやっていると減少していくという見通しになっていました。それが今年の中期財政見通しの中では元金償還額を超えるような起債の発行額を計上されている中で、特に令和7年では大きく増えています、この数字の中身について伺います。
- ② 同ページ、実質公債費比率について、昨年と比較すると、令和6年の見通しが1.3ポイントほど改善していることになるかと思いますが、この要因について伺います。
- ③ 資料③の5ページ、譲与税・交付金が以前のものと比べると、若干減らしてきているのか。例えば地方消費税交付金が令和2年度は年度をまたぎ13か月分交付ということで、12か月分として推計していると説明があります。ただ、令和2年度決算における15億4,800万円という金額を考えると、これを12か月分に換算したとしても、14億円以上という金額になると思いますが、昨年の中期見通しの中では実際そういう数字になっていたものが13億円にとどまるというふうにした理由を伺います。
- ④ 資料③の6ページ、国・道支出金について、中段以降、後者について財務省で作成した令和3年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算を参考に伸び率を用いて計算をしたというところが昨年から変更になった点だと思いますが、それによって国・道支出金が約5億円伸びている状況になりますが、この5億円は全てこの要因によるものでいいのか伺います。
- ⑤ 同ページ、その他の収入について、その他臨時収入等で記載されているのは寄附金、繰入金が主なものだと思いますが、令和2年度の決算でいうと、それと比較してもかなり大きな額、令和4年度以降21億という大変大きな金額になっていて、これが経常収支の差額に影響をかなり及ぼしていると思いますが、この内訳というのが寄附金と繰入金でどのようになっているのか、見込んでいるのかを伺います。
- ⑥ 資料③の7ページ、扶助費について、6ページの収入での国・道支出金の見込みの部分では、扶助費以外の部分の支出の増に伴う国・道支出金の増ということでしたが、この7ページでは扶助費が伸びていないわけですけども、この6ページにあった部分に対応する支出の増加はどこに計上されてくるのか伺います。
- ⑦ 同ページの公債費について、昨年の中期財政収支見通しと比べると利子償還金で2,000万円から4,000万円程度少ない金額になっていますが、この要因について伺います。
- ⑧ 資料③の8ページ、その他の経費の中の物件費のところはかなり昨年と比較すると伸びている状況になっていて、説明を読むと焼却施設と花の拠点の運営事業費の影響という記載です。この分の影響というのはそれぞれ幾らを

見込んでいるのか伺います。

- ⑨ 同ページのその他経費の中の補助費等が約5億円から6億円程度、前の見通しと比べると増えていると思いますが、この補助費等の中で影響の大きいものが何なのか伺います。
- ⑩ 資料④について、経常収支ですが、平成27年の国勢調査から類型が変わったという記載がありますけども、なぜ変わったのか。平成22年の統計書を見ても既にこの類型でいうとⅡ-3という類型になると思いますが、ただ25年まではそのままの類型でやってきていて、なぜ今回変わるということになったのか伺います。
- ⑪ 資料④の2ページ、地方債現在高について、ここに表で記載されています平成27年以降の地方債現在高で見ると、6年間の合計で約75億円、年平均でいうと12億5,000万円程度ということです。それが今回の4か年で58億円となると、年平均で約15億円に近づくということで大幅な増加になって、その結果としては将来的には公債費が増えて財政の硬直化につながるのかなと思いますが、大きな起債の増加を容認するという考え方なのか伺います。
- ⑫ 同ページ、将来負担比率を指標として加えるということですが、将来負担として元々除外されていた部分があると思います。その特定の収入をもって充てる部分、例えば特別会計で独立採算でやっていたものなどは、将来負担としてはそれに関わる起債の償還分というのは将来負担から除外されていたと思いますが、例えば今回のように産廃特会など、独立採算と思っていたものに対して新たに投入していくとなると、将来負担の部分で影響が出てくると思いますが、この部分の影響、例えば今年でいうと1億円くらい入ってきますが、それは将来負担比率にどういうふうに影響してくるのか伺います。
- ⑬ 資料④の3ページ、実質公債費比率について、これも同様ですが、そういった特会への起債償還に関しての繰入れが出てくるとした場合に、この指標にどの程度影響してくるのか伺います。
- ⑭ 同ページ、財調の残高について、これまで説明の中では類似団体が変わったからその類似団体の平均値を参考にするということでした。財調の残高でいうと、類似団体の平均というのは約30億円ということで、回答が多い割合でいっても10%から20%という回答が一番多いという話なので、必ずしも10%である必要はないと思います。令和2年度で取崩補正した最大値約15億円を考えると、財政調整基金が15億円というのは少ないのではないかと思います。平均値という考え方をとるのであれば、平均値である30億円を指標とすべきではないかと思いますが、その辺についての考え方を伺います。
- ⑮ 資料④の4ページ、政策的事業充当一般財源の確保について、特定目的基金を使っていくことについては、その事業の必要性やその目的を考えると十分に理解できると思います。一方で、この一番最後のところで、財源措置が困難な場合は、④指標の以内で財政調整基金にて財源対策を可能とするとい

<p>武藤委員長</p>	<p>う記載があり、この部分がなかなか賛同できない部分でして、例えば基金条例施行規則の中では財政調整基金についても処分の事由を定めていると思いますが、財調の取崩しというのはその規則でいうアからクのどの事由に該当するということで考えているのか伺います。</p> <p>暫時休憩とします。再開を1時10分といたします。</p> <p style="text-align: center;">12時10分 休憩</p> <p style="text-align: center;">13時09分 再開</p>
<p>武藤委員長 依藤財政課長</p>	<p>再開します。それでは、先ほどの質疑に対する答弁を願います。</p> <p>① 中期財政見通しにおいては、毎年ローリングをかけて、直近の最も精度の高い数字を用いて策定しています。今回地方債現在高の見通しでは、令和7年度で大きく増加していますが、こちらは据置きを考えて、令和4年度以降の起債額についても政策的な事業を勘案した上で、令和7年度まで策定しています。令和4年度については、現在政策予算の精査中ですが、その中で約14億5,000万程度の起債額として試算を行っています。こちら据置期間が2年間あり、令和7年度から償還が始まるという姿で令和7年度の償還額が15億1,800万円と、令和6年度と比べて少し増えているといった形で増加をしています。</p> <p>② 公債費については、一般会計ベースで公債費を計算し、中期財政見通しをつくっていますが、健全化指標については普通会計ベースで再算定を行いますので、決算額を普通会計ベースに直すときに一般会計からの繰出金である土地取得事業特別会計、こちらは一般会計ベースだと繰出金になりますが、普通会計ベースで公債費比率を計算するときには公債費として使いますので、こちらが公債費として振り替わって実質公債費比率が右肩上がりという姿になっています。具体的には、令和6年度から土地区画整理事業債の最終整備の起債の償還が始まります。こちらが試算上では8,247万1,000円となっていますが、約8,000万円以上の償還が始まるという形になっています。</p> <p>③ 令和3年度までは自動車税の減収補填特例交付金と軽自動車税の減収補填特例交付金というのがありましたが、こちらは令和3年度で制度が終了します。この特例交付金の部分は結局地方税として入ってくるという形でスキームはできていますが、そこが減少します。また、新型コロナウイルス感染症対策の地方税減収特別交付金も令和3年度に限り入ってくる交付金ですが、令和4年度ではなくなります。そういったことから、令和4年度においては、令和3年度に比べると減ることになります。それと消費税の取扱いですが、地方消費税特例交付金については、令和2年度決算では曜日の関係から13か月分の交付となっています。令和元年度につきましては、その分11か月分の交付でした。令和元年度と2年度でやりくりしてという形になりますが、そのような形が令和4年度以降はないだろうということで、令和4年度以降</p>

は12か月分の交付で試算を行っていることを上には記載しました。

④⑥ 国・道支出金で大きく影響する部分は扶助費の部分です。そこで、扶助費の推計値と扶助費以外の推計値を分けて積算しています。原則的に扶助費の推計については、所管課に歳入と歳出の両方の推計をお願いしており、そちらの数値を使って将来の値を算定しています。具体的には令和4年度でいうと、扶助費の合計としては66億3,800万ほどで、5年度67億、6年度68億、7年度69億8,000万と増えていきますが、あわせて国費と道費についても大まかにいうと、生活保護費では75%、自立支援給付費では50%、子どものための教育・保育給付費では50%といった割合で見ている、令和4年度では38億3,000万程度、これが令和7年度に向けて40億程度まで増えていくだろうと。道費についても同じように、それぞれの割合、だいたい25%というパターンが多いですが、令和4年度では10億程度、令和7年度では11億程度に増えていく試算を行っています。それ以外の扶助費については、今までは直近の扶助費をそのまま据置きするという試算を行っていましたが、近年の傾向を見ると、扶助費については増加傾向にあるので、これは国で試算した社会保障率の伸び率をかけて推計するほうが精度が高いただろうと判断したので、そういう試算を行っています。

⑦ 公債費については、先ほど地方債現在高のところで申し上げたとおり、政策的予算の事業や今要求されている事業等を想定して再算定を行っています。また、利子償還金については、近年の利子が下がってきているといった部分を反映し、再度今年積算をしているといった状況です。

⑧⑨ 大きな要素としては、花の拠点や焼却施設という部分もありますが、加えて今年ふるさと納税の事務費や返礼品に係る補助費、また積立金を収支見通しの中に積算しています。ただ、収支見通し上は歳入として寄附金があったとしても、同額の積立金と物件費と補助費に流れていくので、収支差額自体はゼロとなるのですが、ふるさと納税の傾向を将来的に見ていくことを考えて、今年から収支差額としては影響のない部分ですが、数字を入れて積算しています。結果として、積立金になる部分と寄附金と物件費がふるさと納税の事務費に関わる部分、委託料や手数料といった部分ですが、それと返礼品に係る補助費が増加していることとなります。ちなみに、それ以外の物件費の伸びでいうと、令和4年度ではまず焼却施設の運営経費として一般会計ベースで5,200万くらい前年比で伸びるだろうという見込みをしています。それから、花の拠点運営事業費でも前年比でプラスの1,974万円増えるだろうという推計しています。これらを合わせて現在の推計値になっています。補助費については、今申し上げたとおり、大きいのはふるさと納税に係る返礼品になります。それ以上細かいところになると、今手元に資料がないので、後ほどお話ししたいと思います。

⑩ 私たちが参考にしているのは、総務省で作っている類団別の指数の一覧表を基に考えていますが、平成27年度のときにこの総務省のルール自体が変わりました。それで、資料の枠囲みのところに産業構造の類型1と3と書い

てあって、Ⅱ次・Ⅲ次が95%未満と95%以上と書いてありますが、これが当初現行の基本指針を策定したときの基準となっていて、現在はこのⅡ次・Ⅲ次産業の部分が90%未満と90%以上というふうに枠組みが変わりました。それに伴って、当然27年度のときの国勢調査の結果によって恵庭市の指標も若干変わっていますが、枠組みが変わったことによって大きく類型が変わったということがありました。そこで、委員が調べたとおり、統計書を見てもそれほど数値が変わっていないということになります。

⑪ こちらも中期財政収支見通しと同時に、地方債現在高についてはシミュレーションを行っているところですが、4年間で想定される政策的、投資的事業をある程度割り振って、その結果償還額となる見込みが令和7年度までで58億円というのは先ほどお話ししました。昨年度の見込みと今年の違いは、政策的事業の見方がまず違っているところが大きな要素になります。58億円を4で割ると確かに15億円弱ということになりますが、いずれにしても平成27年度の第5期総合計画開始前年度の残高を上回らないのを大原則にしていますので、それでやっていけるのかという推計を行っています。なので、58億円の償還額があるとすれば、58億円までなら起債が発行できるだろうという考え方に基づいたシミュレーションを行っています。

⑫⑬ まずは一般会計から産業廃棄物処理事業特別会計に繰出金として1億円を出している形になっています。普通会計の考え方ですが、一般会計と土地区画整理事業特別会計、土地取得事業特別会計、産業廃棄物処理事業特別会計、墓園事業特別会計で構成されています。普通会計の中での資金のやりくりについては、普通会計でまとめてしまうと出入りがあったとしても相殺されてそれがなくなってしまうことになります。将来負担比率や実質公債費比率には影響が出ないことになります。ただし、産業廃棄物処理事業特別会計で手数料収入が減ってきている事実がありますので、手数料収入が減る以上は特定財源が減りますので、そういった形で将来負担比率や実質公債費比率に影響を及ぼすことは考えられます。

⑭ 今回恵庭市としては、財政調整基金の積立てのルールを考えたときに、総務省の調査ですが、どのような考え方を採用して財政調整基金の残高を設定している団体が多いかを調べました。その結果が標準財政規模の一定割合を積むという団体が多かったと。それは現行の恵庭市の財政運営の基本指針と同じものなので、この方針については引き続きやっつけよう。ただ、その割合については5%から20%といった団体が極端に多く、そこが主流だったと。その中で、確かに20%に設定すれば30億という目標になります。現行5%ということもあり、昨年度のコロナ禍対応でも15億程度使っていることを総合的に考えたときに、中間の10%を今回は目標値に設定したところでは。

⑮ 財政調整基金の運用方法については今までと変えるつもりはありません。最終的に財源不足になった場合、財源対策として予算編成を組む上で財政調整基金を取り崩して予算編成するといったことは考えていますが、個々の政

策的事業に対して財政調整基金を取り崩して充当するという内容ではありません。なので、資料としてはこういう書き方になっていますが、今までどおり財源対策として投入する、今年だと4億1,100万円ですが、その使い方と変わらないと考えています。もちろん、理想的には財源対策として財政調整基金を投入しないことが一番いいですが、そうならなかった場合に最終的にそういう手段も今までやってきた手段も取れるようにルールとしては書いておこうと考えています。ただ、財政調整基金の上限目標15億円と設定していますので、15億円を下回るような金額になっても財政調整基金を投入するののかという話になると思います。そこは、もし15億円を切るような状況になれば、その他の財源対策を考えていかなければならない。例えば、政策的事業充当一般財源に対してある程度のシーリングを行うとか、経常経費充当一般財源に対して去年はマイナス2.1%のシーリングを行いましたけど、そういった財源対策が考えられます。

柏野委員

⑯ 質疑①で伺いたかったのは、昨年のこの時期に出された見通しと今回出された見通しで大きく変わったところです。それで最初の項目ですが、地方債現在高のところ、今年出されたものだと令和7年度に起債発行額が16億8,000万円となっていて、これが今までいう上限を大きく超えるわけですし、今までのルールでいえば償還額を超えないとしていた中で、それを超えることを最初から想定しているというわけですが、令和7年度はどういう事業を想定しているのか伺います。

⑰ 質疑②についても同様で、昨年配られたものだと令和6年度の実質公債費比率が7.9%まで上がっていくという記載がありますが、今年のものだと令和6年度では6.5%までしか上がらないとなっていたので、そうすると1.4ポイント下がったのはどういうことなのか伺います。

⑱ 質疑③について、12か月分の交付となるのは分かりますが、今年のでいうと15億4,800万円、令和2年度の決算額としてはあって、これを13で割って12か月分に直したとしても、14億円になると思います。しかし、この見通しの中では地方消費税交付金の見込みが令和4年以降も13億円台で推移するとなっているので、令和2年度決算から12か月分にしたとしても14億円以上になるのではないかと思います、それを13億円台に抑えている理由が何か別にあるのか伺います。

⑲ 質疑④・⑥について、扶助費の部分は分かりますが、そうすると後段の説明の影響試算というのに基づく社会保障費の関連経費の伸び5億円全てがこれだということによろしいのでしょうか。一方で、歳出のほうでいう扶助費については、全く変わっていません。だから、歳入が5億円伸びているのにそれに対応するべき歳出が変わっていないところが理解できないので、歳入で伸びを見込んだのであればそれに伴って歳出も伸びてこなければいけないと思いますが、その点について伺います。

⑳ 質疑⑤について答弁いただけなかったのですが、その他の収入の中のその他臨時収入が令和3年度で14億9,600万円、令和4年以降21億円と

なっているの、この21億円の中で寄附金・繰入金がそれぞれ幾らを見込んでいるのか伺います。

②① 質疑⑧・⑨について、物件費全体としては約3億円伸びていますが、先ほどの説明だと、焼却施設で5,200万、花の拠点の運営事業費で2,000万ですから、残り2億3,000万は何の伸びなのか。ふるさと納税という話だったので、残りの2億3,000万円は全部ふるさと納税ということによろしいか伺います。

②② 質疑⑩について、恵庭市としては特に指標が変わっていないけど、周りの環境が変わったから変わったということになると思うので、そうすると今までであれば属していた類似団体の平均はどのくらいの数値になっているか伺います。

②③ 質疑⑪について、これまでも基本としては10億円を上回る場合にも元金償還金を超えない範囲と言ってきた中で、そもそも27年を超えないというルールも当初平成25年にこのルールをつくったときにはなかったルールが近年新たに設けられただけであって、それがこれで満たされているからいいという話にはならないと思いますが、そのことについて指摘しておきます。

②④ 質疑⑫・⑬について、普通会計として変わらないのは分かりますが、それは今まで見込んでいたよりも独立採算であると言っていた産廃会計に対して例えば1億円分歳入が見込めないわけですから、そうすると、将来負担としては増えるわけです。それを実質公債費比率の計算からすると、仮にこれ1億円増えるとなると、多分0.8%くらい数値が悪化することになるとと思いますが、そうするとその指標の部分でも今後令和6年、7年に向けて悪化していくことを見込んでいる中でいうと、令和7年の段階では基準として設定されようとしている数値を超えてくるのではないかと思います、その点について伺います。

②⑤ 質疑⑭について、ほかの指標と同じように平均、類似団体の平均である20%を採用するのが、平均という同じ決め方でいくのであれば正しい設定だと思いますが、改めて伺います。

②⑥ 質疑⑮について、基金条例施行規則の中でいっている処分の事由としてはどの部分に該当するのか改めて伺います。

依 藤 財 政 課 長

②⑬ 起債については、政策的事業の見込みがかなり変わってきているので、それに基づいて起債の額というのは当然変わってきています。それが一番変動の要因となっています。令和7年度の想定ですが、今のところ大きな事業としては図書館の改修、これは政策決定も何もしていませんけども、推計値として算入しています。将来負担比率や実質公債費比率に影響する部分ですが、起債の償還額自体を58億円と設定した中で、最大限起債を発行したらどうなるのかというシミュレーションで出しています。そこで、令和7年度に図書館の事業が大きくあったので、数字を大きくして試算している状況です。したがって、令和7年度の数字が大きくなっています。

②⑰ 実質公債費比率も起債の償還額に伴って算定される比率なので、そもそも

起債の発行額と償還額が変わってくると当然比率も変わってきます。昨年との積算の比較を詳細には行っていませんが、今年度行った見込みの中で起債の償還額及び発行額を積み上げていった結果の比率となっています。

⑱ 地方消費税交付金の見込みについては、計算してみないと分かりませんが、令和2年度の決算額をベースにして消費者物価上昇率や、算定の伸び率を幾つか採用して算定しています。数字を積算する時間をいただけたら見てみたいところなので、後ほどお話ししたいと思います。

⑲ この部分についても資料を見てから、後ほどお話ししたいと思います。

⑳ 今手元にある主な事業以外の部分については、やはり積算はあるんですけど、今ここに詳細な資料がないので、お話しできません。ただ、考え方としては、令和2年度の決算額に、こちらは消費者物価指数だったと思います、伸び率をかけて算出するやり方をとっています。その他の大きな要素については、戻って資料を見てお話ししたいと思います。

㉑ 今までの類団の平均値だと、Ⅱ－1ということになりますが、この直近の平均値がⅡ－3よりは数字低かったのですが、資料を用意していたのに見当たらないので、出てきたらまた後でお話しします。

㉒ 確かに、現行の財政運営の基本指針の中において、第5期総合計画の開始前の数字にするといったルールは明記されていません。ただ、考え方としては地方債現在高を縮減していくという考え方に立ってこの目標値を設定しています。したがって、そういう考え方の中でどういう運用ができるかと考えたときに、起債の償還額と発行額のバランスを保っていけば増やさないことができるという考え方で示されたものだと考えています。その考え方に基づき、令和7年度まではやっつけよう。ただ一方で、当然GDPが増えてきたり、物件費や人件費が上がったりといった中で、通常に考えればそれに伴って起債の発行額や償還額も大きくなっていくと考えられますが、ただこのルール、理念に基づき平成27年度の残高は守っていきたいと考えています。

㉓ 使用料収入が落ちることに対して将来負担が上がるのではないかという考えについては全く同じ考え方を持っています。それも含めた上で、試算した結果が今回の数値となっています。シミュレーションで将来負担比率と実質公債費比率を出していますが、その中においては実質公債費比率は6.4%を上回らないというのが分かったので、そこで単年度の起債の発行額についても18億円という数値をつくっています。将来負担比率についても、最大値で令和4年度になりますが、14%ということになっています。目標とする値はおそらく38%くらいとなりますので、こちらを上回らないという推計をしています。

㉔ 先ほどお答えしたとおりです。

柏野委員

㉕ 改めて確認したいのが、実質公債費比率のところ、これまでよりも起債の発行額を増やしていこうとしている中で、一方で実質公債費比率は下がるということで、当然交付税措置のあるものが増えたりということであればあり得ると思いますが、それにしてもこれだけ改善するということと、将来

<p>依藤 財政課長</p>	<p>負担比率の部分で今までよりも特定の収入として入ってこない部分が1億円あって、多分ポイントとしては1%近く悪くなる中で数字が去年と比べて改善しているというところがすっきりしないのですが、その点を伺います。</p> <p>② 起債を借り入れる額を増やすという考え方は、まずないです。4年間でトータルしてみると、今までどおりのルールで償還額と発行額のバランスを取って、起債の残高を増やさないようにしていこうという借り方をします。ただ、可能性としては、ある年度に借り入れる額が固まってその分翌年借り入れることができないという可能性はありますが、4年間でトータルすると、これは今シミュレーションしている58億円という償還額を上回らないようにしようという試算をしています。それから、1億円程度まず負担が増えるといったところもありますが、今現在償還を続けている起債、こちらの支払いが終わってくる時期に入っていますので、それを入れたときに公債費自体が下がっていくというシミュレーションをしています。これはもう既に借入れたもので償還期間が決まっているものですから、割と正確に見込めるものではありますが、それを推計していったときに数値が下がっていくことになっています。</p>
<p>野 沢 委員</p>	<p>① 財調においては今後何も財源対策をしないで財調だけ使えば令和6年度にはなくなってしまう状況になっています。それで、財調だけに頼むことにはならないとなると、新たな財源対策をしていかなければいけない。そのためには、財政運営の基本指針の見直しがあったように、ただ黙ってお金をどこから用意するのではなく、経常収支の削減や地方債現在高の縮減、実質公債費比率の抑制、財調の残高確保、政策的事業充当一般財源の確保ということになると思います。今回一番大きいのは、政策的事業充当一般財源の確保です。それで、基本的にここを見ると、これまでの政策的投資をどうするかという財源をつくるのは大変苦労してきたわけですが、今回は経常収支差額をまずしっかりと確保すると。それで足りなければ特定目的基金を活用しよう。さらに、それでもできなければ財調にいくことになります。今の財調に10%という形になると、ある程度の金額が残りますが、この方針からいくと財調の基金には手をつけなくて維持したまま経常収支の差額と特定目的基金で何とか毎年財源を確保していこうという形に見えますが、そういう方向性でよろしいか伺います。</p>
<p>依藤 財政課長</p>	<p>① おっしゃるとおりです。基本的には、財政調整基金を投入するのは本当の最後の手段になります。一方で、ふるさと納税の制度がかなり安定化してきた、寄附者の御意向というのもあって様々な事業に使ってくださいます。ですから、これは目的に従って支出をするべきものであろうと考えています。ただ、これから将来幾ら入ってくるのかという見込みがつかないものですから、そこで確実に分かっているのは今基金に積み上がった金額なので、過去に積み上げた金額をベースに、それを政策的事業の一般財源に充当すると。こうすることで、経常収支差額で確</p>

野 沢 委 員	<p>保した一般財源に応じた政策的事業よりもさらに多くの政策的事業が推進できると考えています。ですから、将来にわたっても同じ規模で政策的事業が実施できるかどうかは分かりません。これはふるさと納税が安定して入ってきている限りできるやり方ではありますが、それを今回の財政運営の基本指針においても4年間、令和7年度までまずこれを運用してみようと考えています。その間で検証して、そのときのふるさと納税の仕組み自体もどうなっているか、不安定な部分もありますが、現行の制度が令和7年度まではおそらく継続できるだろうと考えていますので、こういうつくりになっています。</p> <p>② ただ、今後そういう財源を確保できたといっても、当然今までの取組はやらなければならないし、財政収支見通しに出ている数字は毎年動きますから、そういう点ではそれに基づいてやると言っても無理があるかもしれない。しかし、市民のためにも政策的投資や事業に使うお金は必ず確保しなければなりません。ですから、今回はこの活用にしっかりと踏み込んでいるということであれば、大きな前進にある程度なると捉えています。そういう観点からいくと、今後その基金の使い方をどういう形にするのかということは当然必要ですが、市民のための政策的投資事業については進んでいくだろうと。財源を気にしないと云ったら語弊がありますが、ある程度そういうところにとられずにやることはやるという方向性になっていくということによろしいか伺います。</p>
依 藤 財 政 課 長	<p>② おっしゃるとおりです。よろしく申し上げます。</p> <p>1) 報告事項終了</p> <p>● 2) その他所管事務調査について</p>
塚野管財・契約課長	<p>【報告】 資料説明 当日配布資料 車検切れ公用車の公務使用について</p> <p>【質疑】 なし</p> <p>日程3. 総務部・選挙管理委員会関連終了</p> <p style="text-align: center;">_____</p> <p style="text-align: center;">1 3 時 5 8 分 休憩</p> <p style="text-align: center;">1 4 時 0 1 分 再開</p>
山 口 企 画 課 長	<p>● 日程4. 企画振興部関連</p> <p>1) 報告事項</p> <p>資料説明 ⑦地方創生の推進について</p> <p>資料説明 ⑧学生応援事業について</p>

東まちづくり推進課主幹 後藤まちづくり振興監 橋場広報課長	資料説明 ⑨サイクルフェスタ・恵庭2021の実施について 資料説明 ⑩恵庭市自転車活用推進計画(案)・中間報告(概要版) 資料説明 ⑪新恵庭市史編さん業務委託契約の再々変更について
宮 委 員 後藤まちづくり振興監	【質疑】 ① 資料⑩の3ページ、目標1で自転車通行空間の整備にある札幌恵庭自転車道の整備についてですが、進捗状況に変化について伺います。 ① 一昨年度から道道島松千歳線と漁川の交差点がある、その河川敷地から道と川の駅に向かって河川敷地内の整備は行っています。たしか現在400メートルくらい整備が終わったかと思いますが、来年の緑化フェアに向けて、道と川の駅の入口に近いところまでの整備は今年度も予定していると聞いています。まずは漁川の河川敷地の整備を優先するというで進んでいます。
宮 委 員 後藤まちづくり振興監	② 最終的な見通しは今のところ立っているのか伺います。 ② 現在、恵庭区間を何年度までに終わらせるという具体的な数字等は聞いていません。御存じのとおり着手が非常に遅れたものですから、まずは緑化フェアに合わせて河川敷の部分完成させるということです。それで、資料⑩の3ページの今までの協議会の開催経緯の議題の第2回目のところを書いてありますが、現在一部について約4キロから5キロの区間について当初のルートより若干の見直しをこの協議会で行っています。というのは、なかなか物理的、技術的に難しいルートが当初設定されていたので、それに代わるルートを以前からいろいろ検討していて、それを踏まえた上で今後実施設計等に入ると思います。もう少し時間等がかかると思います。
野 沢 委 員	① 資料⑩の3ページ、計画目標の設定、施策体系で、目標4自転車事故のない安全で安心な社会の実現のところで施策1、2、3とありますが、2は自転車の安全利用の促進ということで項目ありますが、交通安全運動事業計画に基づいた啓発活動というのは年4回の交通安全運動のことか伺います。 ② 同じく、施策3の学校における交通安全教育の推進というのは、各学校でやるという話なのか伺います。 ③ 自転車の交通安全対策の対象は、市民全体になるのでしょうか。それとも個別でなるのでしょうか。その辺よく分からないので、どういう形でこういう体系になって、中身がどうなのか伺います。 ④ 資料⑪について、今編纂作業は市史全体のどれくらいまで進んでいますか。あとどれくらい残っていて、来年3月までに本当にできるのか伺います。
後藤まちづくり振興監	①②③ 所管の市民生活課と相談した上で書いていますが、恵庭市交通安全運動推進委員会で交通安全運動事業計画を年間につくっています。この中で市民全員を対象にそれぞれの事業がありますので、その中で学校や市民向けに自転車に関する啓発活動を行うことで考えています。この計画は全体向けです、全体に関することだと私は聞いています。
橋場広報課長	④ 明後日に今年3回目の編さん委員会がありますが、そこに4編ほどかける

	<p>予定があります。だいたい今1,400ページほど予定していますが、明後日かける分を含めてだいたい82%ほどが編さん委員会にかけられたこととなります。まだ一度も事務局にも来ていない部分もあるので、そちらのほうは順次送りを依頼しています。何とか3月完成を目指して努力していきたいと思えます。</p>
<p>野 沢 委 員</p>	<p>⑤ 資料⑩について、そしたらここにわざわざ入れる必要ないんじゃない。いつもやっている運動入っているって言ったでしょ。この自転車活用推進計画の中で、しっかりと自転車の安全活用について、どういう施策をするのかをきちんと新たに入れ込んで、例えば今まで課題となっていること、高齢者への自転車の安全教育など啓発するにしてもそれを推進するにしても、今までの交通安全運動を基軸にするのはいいけど、きちんとこの計画の中でどういうことをやるのかをしっかりと明確にしないと、ただそのまま入れるみたいな話にはやはりならないでしょう。その点をどう考えているのか再度伺います。</p> <p>⑥ 市史については楽しみにしていますので、来年何とかできるように頑張っていたら、恵庭の歴史はやっぱり深いんだなということは分かりますので、しっかりと滞りなく進めていただければと思います。</p>
<p>後藤まちづくり振興監</p>	<p>⑤ 委員が言われるとおりでして、年間の交通安全運動事業計画の中で個々に関係する者で行っておりますので、これを基にこれからどういう取組をするかはもう少し明確に記載したいと思えます。</p>
<p>柏 野 委 員</p>	<p>① 資料⑨について、改めて事業目的を伺います。この報告では魅力やまちの再発見、健康増進などが記載されています。それに対して、参加者を見ると、市内よりも市外の方が多く参加をされている状況があり、この目的に対して今の実施状況は合致しているのか確認させてください。</p> <p>② 資料⑩の3ページ、目標2の施策2の自転車通勤等の推進で、業務利用の部分も含めて推進を図っていくということですが、公共施設や交通結節点、自転車駐輪場の部分の計画はあると思えますけれども、この推進を図っていく上で自転車の駐輪台数などが今十分にあるのか伺います。</p> <p>③ 野沢委員からもあった交通安全対策の部分で、既存の計画との連携というお話ですが、既存の今年4回の交通安全運動の中では、例えば施策2にある自転車安全利用五原則の活用といった部分が十分に行われていないと私は思っていて、そもそもその五原則というのを今までのやり方と連動してということであると、一歩進めてやっていく必要があると思えますが、その点について伺います。</p>
<p>東まちづくり推進課主幹</p>	<p>① これまでの状況という、どちらかといえば市外の方が圧倒的に多く、8割5分を占めていたという中では、地域の活性化や知ってもらおうというところが強くなっていたのかなと思っていて、それに対して恵庭市の健康増進という部分は少し弱かったということもあり、今年その部分を改定しています。その結果、市内の方の割合も絶対数も増えていますので、そういう意味では市内の自転車利用促進、健康増進という部分も増えていますし、市内・市外</p>

<p>後藤まちづくり振興監</p>	<p>割合というよりは幅広い層に自転車に乗ってもらう、知ってもらうことを目的としていますので、徐々にその目的には近づいてきたと考えています。</p> <p>② 駐車場・駐輪場計画に基づいて駐車場整備は既に終わっています。令和7年にこれを見直すということで所管のほうから聞いていますし、その中で駐輪場が不足するかどうかはまた検討に入ると思います。ただ、私が聞いている範囲では、現状あまり不足しているということはないと聞いています。</p> <p>③ 実際にこの交通安全のほうを我々は担当していないので、委員の言われることを所管に伝え、これまでの運動プラスどういふことを今後進めるかはもう少し明確に記載したいと考えています。</p>
<p>柏野委員</p>	<p>④ サイクルフェスタについて、幅広い層の利用ということで、今乗っていない方に乗ってもらうことが非常に重要かと思っておりますので、その点、自転車活用推進計画と併せて進めていただければと思います。そうなったときに、自転車活用のほうですが、現状不足している状況でないという話ですが、例えば夏場の市役所前の駐輪場やえにあすでは、駐輪場の台数が十分でないと感じていて、今後も今まで乗っていなかった方の利用を推進するのであれば、そういったところの手当が必要になると思っておりますので、令和7年の見直しということですが、今回の計画に合わせる形での状況把握とを進めていただければと思います。</p>
<p>後藤まちづくり振興監</p>	<p>④ 利用者の拡大というのは当然我々活用計画でもイベントを考えています。ただ、駐輪場をつくるときにどういう指針があるか、私ちょっと分かりませんが、少なくとも例えば車の駐車場であれば、マックスの7割くらいで駐車場をつくれますから、駐輪場もマックスを想定したときに100%それを満たすようなものは多分つくことはその経費の面からないと思います。ただ、今後の見直しにおいて不足しているかどうか、利用拡大との関連性を所管のほうにお話ししたいと思います。</p> <p>1) 報告事項終了</p> <p>● 2) その他所管事務調査について</p> <p>【質疑】</p>
<p>伊藤委員</p>	<p>① 資料の請求をお願いしたいと思います。都市計画審議会に關しての会議録です。平成19年から令和2年度までの分、これに併せまして審議会に添付されている図面等の参考資料も請求させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。</p>
<p>東まちづくり推進課主幹</p>	<p>① 文書の保存期間が10年間ということですので、平成23年以降の資料で用意させていただきたいと考えています。</p> <p>(発言する者あり)</p>
<p>鷹羽委員</p>	<p>これは委員会として請求するということですか。ここで請求するということは、委員会として請求するということになるんですけど。</p>

伊藤委員	いやいや、委員会でなくていいです。私が個別に言っただけですから。別に委員会で請求してくれとは頼んでいません。
武藤委員長	(発言する者あり) 一旦休憩します。
	<p style="text-align: center;"><u>14時29分 休憩</u></p> <p style="text-align: center;">14時30分 再開</p>
武藤委員長	再開します。先ほどのお話については、個人で情報公開請求の手続をしてください。よろしいですか。
武藤委員長	(発言する者あり) はい、手続をお願いしたいと思います。
	<p>日程4. 企画振興部関連終了</p> <p style="text-align: center;"><u>14時31分 休憩</u></p> <p style="text-align: center;">14時37分 再開</p>
	<p>●日程5. 教育部関連</p> <p>1) 報告事項</p>
早川教育総務課長	資料説明 ⑫GIGAスクール構想による児童生徒用パソコン端末の活用について
渡部社会教育課長	資料説明 ⑬新型コロナウイルス感染拡大に伴う小中学校の学校行事について
	資料説明 ⑭生涯学習施設かしわのもり指定管理者の公募について (進捗状況)
柏野委員	<p>【質疑】</p> <p>① 資料⑫について、今回回線を敷設したということで、その速度について伺います。これについては文部科学省のほうからも仕様の目安、基準が示されていたかと思いますが、学校ごとで違うのかということと、どの程度の同時接続数というのを想定して設定をされているのか伺います。</p> <p>② 登校できない児童生徒に貸し出すなど、家庭に持ち帰って活用するとありますが、実際今この持ち帰りの利用というのはどのくらいの学校で、どのくらいの児童生徒が行っているのか、教えていただければと思います。</p> <p>③ タブレットパソコンの配付の状況が結構違うと聞いていて、モデル校では全学年に配置していますし、一部では中学年・高学年でもないような話も聞いているので、今年の3分の2の台数で行き渡らないのは何小の何年生なのか伺います。</p> <p>④ コロナの感染が不安で学校を欠席されている児童生徒が8、9月でどうい</p>

<p>早川教育総務課長</p>	<p>う状況になっているのか伺います。</p> <p>⑤ 資料⑬について、修学旅行を実施した学校において、感染不安を理由にキャンセルをされた事案はないのか伺います。</p> <p>⑥ 資料⑭について、説明会の参加事業者が9者で、近年の中ではすごく多い事例だと思っていて、多くなった要因を伺います。その中で応募が4者ということで、もしこの応募しなかった理由などを把握されていたら伺います。</p> <p>① 速度については、全校同じ基準であり、同時利用の想定については、何台という数字はありませんが、その学校にいる児童生徒が速度に問題なく使える速度と認識しています。</p> <p>② 正確な数字は押さえてはいませんが、順次準備ができた学校から登校できない児童生徒に貸し出して、授業を映したり健康観察に活用したりということで行っています。</p> <p>③ 全児童生徒の約3分の2の台数の端末を購入しましたが、この重点校である松恵小、恵み野小には1年生から6年生まで行き渡っています。中学校は全生徒に行き渡っています。残りの学校につきましては、小学校5年生以上については数字的には全員に行き渡っており、4年生以下になると重点校以外の6校についてはまだ数字的には行き渡っていないという状況です。</p> <p>④ 直近の数字で8月の延べ人数は把握していますが、9月については、まだ集計がされていません。8月の延べ人数については、小学校で126人、中学校で18人、合計144人です。</p>
<p>渡部社会教育課長</p>	<p>⑥ 今回かしわのもりにおいても、子ども未来部の黄金ふれあいセンターにおいても、いずれも施設管理と子ども・子育て事業の両方を引き受けていただく指定管理者を募集していることから、まず9者来ていただきました事業説明会の中では、そういった細かいところまでよく分からない状態で来た事業者もいたのではないかと感じたところ です。したがって、その9者の中には施設管理のみを行っている事業者も幾つか見受けられたように思います。その後、締め切ったときには4事業者が手を挙げたということで、この4事業者についてはいずれも館の管理運営と子ども・子育て事業の両方ができるといって手を挙げてくださった状況です。</p>
<p>早川教育総務課長</p>	<p>⑤ 市教委では、全校の状況は把握していません。ある学校では不安で欠席する子はおらず、不登校の子以外は全員行けたという学校からの声は聞いています。</p>
<p>柏野委員</p>	<p>⑦ 質疑①について、回線の速度、何か数値的なものがあればお示しください。</p> <p>⑧ 質疑②・③について、順次準備ができた学校からということで詳細把握していないということでしたが、学校として持ち帰りのルールができていないことによってできないという学校がどの程度あるのか伺います。</p> <p>⑨ それと関連して、結局3分の1手元に行っていないということで、例えば小学生のほうが感染が不安で休まれているという児童が多いようですが、タブレットによるフォローが受けられない状況がどれくらい発生しているのか伺います。</p>

<p>早川教育総務課長</p>	<p>⑩ 質疑⑥について、いずれにしても4者の応募というのが近年の指定管理者の募集の中ではとても多いと思っていて、何か要因がきちんとあるのであれば、そういった手法をほかでも応用ができるのではないかと思います。例えば、今回募集期間で見てもほかの募集だと1か月くらいが多いと思う中で、2か月くらい期間があるというのは、今までの中では長いほうだと思いますが、要因について改めて伺います。</p> <p>⑦ 数値を持ち合わせていませんので、後ほどお答えしたいと思います。</p> <p>⑧⑨ 繰り返しになりますが、順次準備が整った学校からということで、市教委のほうで個別の集計は取れていません。</p>
<p>渡部社会教育課長</p>	<p>⑩ 事業者の募集期間については、資料の配布を含めて7月12日からスタートしています。ただ、このスケジュールについては、取り立ててこの期間を長く取ろうという意識を持ってやったわけではありませんが、来年度に向けて今年度1年間を通してじっくりかしのもりの指定管理者の取組に時間をかけて進めていきたいということで、こういったスケジュールにしました。4者が応募した要因についても、明確には把握していませんが、近年、子ども・子育て事業を様々な形態で展開されている事業者が増えてきていると思います。その中で、館の管理も含めて一体的に運営できる、もしくは類似施設を道内及び全国規模で実施している事業者が増えてきているというのを感想としては持っています。</p>
<p>柏野委員</p>	<p>⑪ 昨年からコロナの関係で欠席されている児童生徒へのフォローというのは、一般質問やいろんな場面でお話あったと思いますので、現状把握されていないとしても、できる限りどこの学校に行ってもそういう形でのフォローが受けられる体制を早期に構築していただくようお願いします。</p>
<p>宮委員</p>	<p>① 資料⑫について、学習者用デジタル教科書実証事業が今年度から実施され、学校、学年、教科が書かれています。タブレットが配付されたところはその時点でこの教科の教科書が入っているという認識でいいのか伺います。</p> <p>② 今後教科数が増えるといった見通しがあるのか伺います。</p>
<p>早川教育総務課長</p>	<p>① 実証事業に参加した5校については、学習者用のデジタル教科書を入れて本年度実証を行っています。</p> <p>② これは国の事業として、国でも本年度の実証事業の結果を検証して今後の学習者用のデジタル教科書の在り方を検証することになるので、市教委としては今後国の動向を注視して参ります。</p> <p>1) 報告事項終了</p> <p>● 2) その他所管事務調査について</p>
<p>野沢委員</p>	<p>【質疑】</p> <p>① 今いろいろと精神的な癒しを求めている中で、いろんなセラピーがありま</p>

黒氏読書推進課長	<p>す。その中で読書セラピーというのがありますが、それについての取組や認識というのはどうなっているのか伺います。</p> <p>① 読書セラピーというのは、英国で始まって、読書を行いながら心の健康や癒しを与える手法であることは認識していますが、具体的にどのように行いか、日本国内でどのように広がっているかということは、まだまだ勉強中です。またお調べして皆様のほうに報告できればよろしいかなと考えています。</p>
柏野委員	<p>① 本日総務部から報告のありました指定管理者のモニタリングの38ページから39ページで、市民会館のモニタリングの結果が示されています。その中で、今年度の事業として独自にバレエ発表について個人事業教室でも負担を抑えた形で実施できる料金設定を企画するといった取組がされたようです。そこが評価をされて評点が上がっていますが、条例との兼ね合い、条例上どういう整理になっているのか伺います。</p>
西岡教育施設課長	<p>① 本来であれば指定管理者は市民会館の管理規則や条例において自ら事業をやって収益を上げることができそうですが、コロナ禍においては、なかなか人を集めて自主文化事業ができなかったということもあり、その中で市民会館を知ってもらおうという意味合いで、バレエ事業に関して料金的なパッケージを組んで3件に関して料金を抑えたような形で利用してもらったということになります。条例上は、自主文化事業ということで、指定管理者が自ら行う事業を通してやっていますので、特に問題はないと思います。</p>
柏野委員	<p>② そうすると減免した分については本来入るべき利用料金が入らないことになるとと思いますが、そこの指定管理料との兼ね合いはどういうふうになっているのか伺います。</p> <p>③ 同じようにコロナ禍の中で、発表の制限を受けている中で、バレエ以外にも発表したい文化活動、芸術活動の方たちがいたと思いますが、そういう事業は対象にならなかったのか伺います。</p>
西岡教育施設課長	<p>② 実際に、照明なども指定管理者のほうで一部負担して安価な形でやっていると聞いていますので、そこの料金設定との兼ね合いは通常よりも安くなっていると認識しています。</p> <p>③ 指定管理者が自ら行う事業ということでまずはバレエを行ったということですが、ほかの事業や発表に関してはどのように考えていたかというのは現状では分かりません。</p>
柏野委員	<p>④ 詳細ちょっと分かりませんが、指定管理者の負担によって自分たちが持ち出しをして利用者にとってメリットのある料金設定をされたということであれば望ましいことだと思います。一方で、バレエ以外にもたくさんの様々な活動があると思うので、ぜひそういう多くの方たちが同じように使える中で、いろんな取組ができればいいと思うので、ぜひそういった視点で取り組んでいただければと思います。</p> <p>日程5. 教育部関連終了</p>

(理事者・執行部退席)

【委員間協議】

●日程 6. 閉会中の所管事務調査項目について

なし

●日程 7. その他

行政視察について、新型コロナウイルス感染症の状況もあることから、今すぐ日程を決めることは難しい。第4回定例会以降の年度内というところで、現地在可能なのか、オンラインでも実施可能なのかという点も含め、正副委員長で検討し頃合いを見て委員会に提案する。

委員長が閉会を告げる。

(1 5 : 1 2 終了)